2026年10月30日

各　位

会 社 名　グローバルセキュリティエキスパート株式会社
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　　青 柳 史 郎
（コード番号：4417　東証グロース市場）
問合せ先　代 表 取 締 役 副 社 長　　原　　伸 一
（TEL 03－3578－9001）
（メール　IR@gsx.co.jp）

会 社 名　アクセンチュア株式会社
代表者名　代 表 取 締 役 社 長　　濱 岡 大

アクセンチュア株式会社によるグローバルセキュリティエキスパート株式会社（証券コード：4417）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アクセンチュア株式会社は、本日、グローバルセキュリティエキスパート株式会社の株券等を別添のとおり公開買付けにより取得することを決議いたしましたので、お知らせいたします。

以　上

本資料は、アクセンチュア株式会社（公開買付者）が、グローバルセキュリティエキスパート株式会社（公開買付けの対象者）に行った要請に基づき、金融商品取引法施行令第30条第1項第4号に基づいて公表を行うものです。

（添付資料）
2026年10月30日付「グローバルセキュリティエキスパート株式会社（証券コード：4417）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ」

2026年10月30日

各　位

会社名　　アクセンチュア株式会社
代表者名　　代表取締役社長　濱岡　大
問合せ先　　アソシエイト・ディレクター　足立　成美
（TEL 03－3588－3000）

グローバルセキュリティエキスパート株式会社（証券コード：4417）の株券等に対する公開買付けの開始に関するお知らせ

アクセンチュア株式会社（以下「公開買付者」といいます。）は、2026年10月30日、会社法（平成17年法律第86号。その後の改正を含みます。以下「会社法」といいます。）第370条及び公開買付者の定款第23条の規定に基づく取締役会決議に代わる書面決議により、株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」といいます。）グロース市場に上場しているグローバルセキュリティエキスパート株式会社（証券コード：4417、以下「対象者」といいます。）の普通株式（以下「対象者株式」といいます。）の全て（但し、本新株予約権（下記「１．買付け等の概要」において定義します。以下同じです。）の行使により交付される対象者株式並びに譲渡制限付株式報酬として対象者及びその子会社の取締役（社外取締役を除きます。）及び執行役員に付与された対象者の譲渡制限付株式99,276株（以下「本譲渡制限付株式」といいます。）を含み、本不応募株式（下記「２．公開買付けの目的の概要」において定義します。）及び対象者が所有する自己株式（なお、対象者の「株式給付信託（J-ESOP）」の信託財産として株式会社日本カストディ銀行が所有する対象者株式（以下「J-ESOP所有株式」といいます。）を除きます。以下、対象者が所有する自己株式について同じです。）を除きます。）及び本新株予約権の全てを、対象者株式を非公開化することを目的とする一連の取引（以下「本取引」といいます。）の一環として、金融商品取引法（昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。以下「法」といいます。）による公開買付け（以下「本公開買付け」といいます。）により取得することを決定いたしましたので、お知らせいたします。

１．買付け等の概要

公開買付けの目的	非公開化
買付け等の期間	2026年11月２日（月曜日）から 2026年12月15日（火曜日）まで（30営業日）
買付け等の価格	普通株式１株につき、金8,500円 新株予約権（2021年２月22日開催の対象者取締役会の決議に基づき発行された第２回新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。））１個につき、金１円
買付予定数の下限	983,100（株）（注１）
買付予定数の上限	―（株）
対象者の意見	対象者が、2026年10月30日に公表した「アクセンチュア株式会社による当社株券等に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨のお知らせ」（以下「対象者プレスリリース」といいます。）によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権の所有者（以下「本新株予約権者」といいます。）の皆様に対しては、本新株予約権の買付価格が１円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

（注１）本公開買付けにおける買付予定数の下限（983,100 株）について買付け等を行った場合における買付け等後の株券等所有割合（法第 27 条の２第８項に規定する株券等所有割合をいい、その者に同条第１項第１号に規定する特別関係者がある場合にあっては、その株券等所有割合を加算したものをいいます。）は、66.37％（小数点以下第三位を四捨五入）です。なお、当該株券等所有割合の計算においては、本日現在における対象者の単元未満株式の数が判明しておらず、同日現在の対象者の総株主等の議決権の数が不明であるところ、2026 年３月 31 日現在の総株主等の議決権の数が公表又は提出した書類において把握可能な直近の総株主等の議決権の数であることから、当該計算においては、対象者が 2026 年６月 24 日に提出した第 43 期有価証券報告書に記載された同年３月 31 日現在の総株主等の議決権の数（151,651 個）を基にした数を分母として用いております。

２．公開買付けの目的の概要

公開買付者は、ニューヨーク証券取引所に株式を上場し登記地をアイルランドのダブリンに置く総合コンサルティング会社であるアクセンチュア　ピーエルシー（Accenture plc。アクセンチュア　ピーエルシーを最終の親会社とする企業グループを、以下「アクセンチュアグループ」といいます。）を最終の親会社とする日本法人であり、主として日本国内におけるコンサルティング業務を行っている会社です。なお、本日現在、公開買付者は、東京証券取引所グロース市場に上場している対象者株式及び本新株予約権をいずれも所有しておりません。

公開買付者は、本公開買付けの実施にあたり、2026 年 10 月 30 日、対象者の第一位株主（2026 年９月 30 日現在）である株式会社ビジネスブレイン太田昭和（以下「ビジネスブレイン太田昭和」といいます。）（所有株式数：6,006,000 株、所有割合（注２）:39.57％）、及び対象者の第二位株主（2026 年９月 30 日現在）である兼松エレクトロニクス株式会社（以下「兼松エレクトロニクス」といいます。）（所有株式数：3,076,000 株、所有割合:20.27％）（ビジネスブレイン太田昭和及び兼松エレクトロニクスを総称して、以下「本不応募株主」といいます。）のそれぞれとの間で、公開買付不応募契約（以下「本不応募契約」といいます。）を締結し、①それぞれが所有する対象者株式の全て（所有株式数：9,082,000 株、所有割合:59.83％）（以下「本不応募株式」といい、ビジネスブレイン太田昭和の所有する対象者株式の全てを、以下「本不応募株式（ビジネスブレイン太田昭和）」といい、兼松エレクトロニクスの所有する対象者株式の全てを、以下「本不応募株式（兼松エレクトロニクス）」といいます。）について本公開買付けに応募しない旨、②本臨時株主総会（注３）において、対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとし、対象者株式を非公開化するための一連の手続（以下「本スクイーズアウト手続」といいます。）に関連する議案に本不応募株主が賛成する旨、及び③本スクイーズアウト手続の効力発生後に本不応募株主が本自己株式取得（以下に定義します。以下同じです。）に応じて本不応募株式の全てを対象者に売却する旨等について合意しております。本自己株式取得は、本自己株式取得価格（以下に定義します。）を、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が、仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等（公開買付価格の均一性規制（法第 27 条の２第３項）の趣旨に抵触しない範囲で、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して同額となることをいいます。以下同じです。）となる金額に設定することにより、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図ることを企図するものであり、公開買付価格の均一性規制の趣旨に反するものではないと考えております。

（注２）「所有割合」とは、「2027 年３月期 第２四半期（中間期）決算短信〔日本基準〕（連結）」（以下「対象者決算短信」といいます。）に記載された 2026 年９月 30 日現在の対象者の発行済株式総数（15,309,600 株）から、対象者決算短信に記載された 2026 年９月 30 日現在の対象者が所有する自己株式数（134,744 株。なお、上記のとおり、J-ESOP 所有株式を除いております。）を控除した株式数に、対象者から報告を受けた 2026 年９月 30 日時点において残存し、本日現在行使可能な本新株予約権（３個（注４））の目的となる

株式数（3,600株）を加算した株式数（15,178,456株、以下「本基準株式数」といいます。）に対する割合（小数点以下第三位を四捨五入。以下所有割合の計算において同じです。）をいいます。

（注３）「本臨時株主総会」とは、本公開買付けの決済の完了後速やかに、公開買付者が対象者に開催を要請する予定の臨時株主総会であって、公開買付者が本公開買付けの成立により取得する株式数に応じて、本株式併合（以下に定義します。以下同じです。）及び本株式併合の効力発生を条件として単元株式数及び基準日の定めを廃止する旨の定款の一部変更を行うことを付議議案に含む臨時株主総会をいいます。

（注４）公開買付者が対象者から報告を受けた、2026年９月30日時点において残存し、本日現在において行使可能な本新株予約権の内訳は以下のとおりです。なお、本新株予約権については、本日現在において、その行使期間が到来しているため、本新株予約権３個の目的である対象者株式数（3,600株）を本基準株式数に含めております。

本新株予約権の名称	個数（個）	目的となる対象者株式の数(株)
第２回新株予約権	３	3,600

本取引は、①本公開買付け、②公開買付者が本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合に行われる、会社法第180条に基づき対象者が行う株式併合（以下「本株式併合」といいます。）（注５）を通じた本スクイーズアウト手続、及び③本スクイーズアウト手続後の対象者による本不応募株式の全ての取得（以下「本自己株式取得」といいます。）から構成されます。公開買付者は、これらの取引の結果、最終的に、公開買付者のみが対象者の株主となり、対象者を公開買付者の完全子会社とすることを企図しております。

（注５）本公開買付けの決済後において、本不応募株主のいずれかが所有する対象者株式数を上回る数の対象者株式を所有する株主（公開買付者及び本不応募株主を除きます。）が存在する場合、又は、生ずることが合理的に否定できない場合、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、本貸株取引（注６）を行うことを含む、対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとするための手続を実施することを予定しております。

（注６）「本貸株取引」とは、本不応募株主の全員又はいずれかが、公開買付者の要請があった場合、公開買付者との間で、対象者株式についての消費貸借契約を締結し、当該契約の規定に従い、本株式併合の効力発生前を効力発生時として、（ⅰ）公開買付者が所有する対象者株式の一部を無償で借り受ける貸株取引、又は（ⅱ）本不応募株主の全員又はいずれかが所有する対象者株式の全てを無償で公開買付者に貸し付ける貸株取引をいいます。

公開買付者は、本公開買付けにおいて、983,100株（所有割合：6.48%）を買付予定数の下限と設定しており、本公開買付けに応じて応募された株券等（以下「応募株券等」といいます。）の総数が買付予定数の下限（983,100株）に満たない場合は、応募株券等の全部の買付け等を行いません。他方、上記のとおり、公開買付者は、対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）及び本新株予約権の全てを取得することにより、対象者株式を非公開化することを企図しているため、買付予定数の上限を設定しておらず、応募株券等の総数が買付予定数の下限以上の場合は、応募株券等の全部の買付け等を行います。買付予定数の下限は、本基準株式数（15,178,456株）に係る議決権の数（151,784個）に３分の２を乗じた数（101,190個、小数点以下切り上げ）から、本不応募株式の数（9,082,000株）に係る議決権の数（90,820個）及び本譲渡制限付株式に係る議決権の数（992個）のうち、2026年10月30日開催の対象者取締役会における本公開買付けへの賛同及び応募推奨に係る決議に参加し、賛成した取締役９名のうち、本譲渡制限付株式の所有者である者が所有する本譲渡制限付株式（53,962株）に係る議決権の数（539個）（注

７）を控除した議決権の数（9,831 個）に、対象者の単元株式数である 100 株を乗じた株式数（983,100 株）に設定しております。これは、本取引において、対象者を非公開化することを目的としているところ、本株式併合に係る手続を実施する際には、会社法第 309 条第２項に規定する株主総会における特別決議が要件とされているため、本公開買付けが成立した場合に本不応募株主が賛成の議決権を行使する旨を合意している議決権の数及び本決議参加取締役（以下に定義します。）が所有する本譲渡制限付株式に係る議決権の数と合わせて、本公開買付け成立後に公開買付者が対象者の総議決権数の３分の２以上を所有することとなるように設定したものです。なお、J-ESOP 所有株式に係る議決権については、対象者と株式給付信託の受託者であるみずほ信託銀行株式会社との間で締結されている株式給付信託契約書（当該信託に係る信託管理人が従うべき信託管理人ガイドラインを含みます。）において、対象者以外の者が対象者株式の公開買付け（株式の上場維持を前提とする公開買付けを除きます。）を行うことが公表された場合において、信託管理人が株式の処分をする旨の指図を行った場合は、みずほ信託銀行株式会社は、信託財産に属する株式のうち受益者に交付する予定のものを除いた全ての株式を処分するものとする旨が規定されており、J-ESOP 所有株式については本公開買付けへの応募の可能性が排除されていないことから、買付予定数から控除しておりません。

（注７）本譲渡制限付株式に関しては、譲渡制限が付されていることから、本公開買付けに応募することができませんが、対象者は、2026 年 10 月 30 日開催の対象者取締役会において、上場廃止を前提とした本公開買付けに賛同する旨の意見を表明することを決議しており、当該決議に際しては、対象者の取締役 13 名のうち、吉見主税氏、後藤慶氏、近藤壮一氏及び古谷伸太郎氏を除く９名（以下「本決議参加取締役」といいます。）が審議及び決議に参加し、本決議参加取締役全員（なお、吉見主税氏及び後藤慶氏は、公開買付者と本不応募契約を締結しているビジネスブレイン太田昭和の子会社である株式会社 EP コンサルティングサービスに過去 10 年以内に在籍していたこと、近藤壮一氏は公開買付者と本不応募契約を締結している兼松エレクトロニクスの取締役を兼務していること、また、古谷伸太郎氏は、公開買付者と本不応募契約を締結しているビジネスブレイン太田昭和に過去 10 年以内に在籍していたことから、それぞれ対象者の一般株主との利害が一致しない可能性があることを踏まえ、利益相反の疑義を回避する観点から、本決議参加取締役において審議の上、全員一致により上記の決議を行っているとのことです。）が賛成の議決権を行使していることから、本公開買付けが成立した場合には本スクイーズアウト手続に賛同する見込みであると考えております。そのため、買付予定数の下限を考慮するにあたって、本譲渡制限付株式のうち、本決議参加取締役が所有する譲渡制限付株式に係る議決権の数を控除しております。

公開買付者は、アクセンチュアグループの余剰資金の管理を一括して行っている Accenture Finance Limited（以下「Accenture Finance」といいます。）より、本公開買付けの決済開始日の遅くとも前々営業日までに、公開買付者が Accenture Finance に対して有する短期貸付金の弁済として、Accenture Finance から金 60,000,000 千円の支払いを受けることを予定しており、当該資金をもって、本公開買付けに係る決済に要する資金に充当する予定です。

公開買付者は、本公開買付けにより対象者株式の全て（但し、本新株予約権の行使により交付される対象者株式及び本譲渡制限付株式を含み、本不応募株式及び対象者が所有する自己株式を除きます。）を取得できなかった場合には、本公開買付けの成立後に、対象者の株主を公開買付者及び本不応募株主のみとするための本スクイーズアウト手続を実施することを予定しております。

また、公開買付者は、本スクイーズアウト手続後、本自己株式取得を実施することを予定しております（本不応募株式（ビジネスブレイン太田昭和）を対象とする本自己株式取得に係る自己株式取得価格（本株式併合前の１株当たりの価格）を、以下「本自己株式取得価格（ビジネスブレイン太田昭和）」といい、本不応募株式（兼松エレクトロニクス）を対象とする本自己株式取得に係る自己株式取得価格（本株式併合前の１株当たりの価格）を、以下「本自己株式取得価格（兼松エレ

クトロニクス)」といい、それらを総称して、以下「本自己株式取得価格」といいます。)。本自己株式取得は、本株式併合の効力発生後に対象者が本自己株式取得を実施するために必要な資金及び分配可能額を確保するために行う（a）公開買付者による対象者に対する資金提供（公開買付者を引受人とする第三者割当増資及び（必要があれば）対象者に対する貸付けによることを予定しています。）並びに（b）（必要があれば）会社法第 447 条第１項及び第 448 条第１項に基づく対象者の資本金及び準備金の額の減少の後に実行することを予定しております。

なお、本自己株式取得は、有価証券報告書提出義務免除承認前に実施する可能性がありますが、対象者株式の上場廃止後であり、上場廃止後の株式は自社株公開買付け（法第 27 条の 22 の２に定める公開買付けをいいます。以下同じです。）の対象となる「上場株券等」（法第 24 条の６第１項、金融商品取引法施行令（昭和 40 年政令第 321 号。その後の改正を含みます。）第４条の３）に該当しないため、公開買付者は、自社株公開買付けを実施しない予定です。また、本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額として、本自己株式取得価格（ビジネスブレイン太田昭和）は 5,835 円を、本自己株式取得価格（兼松エレクトロニクス）は 6,918 円を予定しております（注８）。本自己株式取得は、株主間の公平性に配慮しつつ、公開買付価格の最大化を図るために公開買付者から本不応募株主に提案したものです。

（注８）本自己株式取得価格は、みなし配当の益金不算入規定が適用されることを考慮して、本自己株式取得に応じた場合に得られる税引後手取り額が仮に本不応募株主が本公開買付けに応募した場合の税引後手取り額と実質的に同等となる金額に設定しておりますところ、ビジネスブレイン太田昭和と兼松エレクトロニクスとでは、法定実効税率及び所有する対象者株式の税務上の取得価額が異なることから、本自己株式取得価格（ビジネスブレイン太田昭和）と本自己株式取得価格（兼松エレクトロニクス）との間に差異が生じております。

対象者プレスリリースによれば、対象者は、2026 年 10 月 30 日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに賛同する意見を表明するとともに、対象者の株主の皆様に対して、本公開買付けへの応募を推奨し、本新株予約権者の皆様に対しては、本新株予約権の買付価格が１円とされていることから、本公開買付けに応募するか否かについて、本新株予約権者の皆様の判断に委ねる旨を決議したとのことです。

３．決済の開始日

2026 年 12 月 22 日（火曜日）

４．公開買付代理人

三菱ＵＦＪモルガン・スタンレー証券株式会社	東京都千代田区大手町一丁目９番２号
三菱ＵＦＪ　ｅスマート証券株式会社（復代理人）	東京都千代田区霞が関三丁目２番５号

なお、本公開買付けの具体的な内容は、本公開買付けに関して公開買付者が 2026 年 11 月２日に提出する公開買付届出書をご参照ください。

以　上